

諮問実施機関：和歌山県教育委員会

諮問 日：令和4年3月16日（諮問（情）第10号）

答申 日：令和4年11月30日（答申（情）第12号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年11月18日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、「作成又は取得していないため」との理由で公文書を保有していないとする非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年12月1日付け教支第11180002号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年12月4日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

産業医の作業場等の巡視（以下「巡視」という。）の状況又は結果が分かる資料を作成又は取得していないとする実施機関が提示した理由は、労働安全衛生法（以下「法」という。）に違反しており、不合理であるため、処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求対象である、和歌山高等学校、橋本高等学校、箕島高等学校、和歌山工業高等学校、海南高等学校、田辺高等学校及び新宮高等学校（以下「当該7校」という。）は、事業場の規模として常時使用する労働者数が50人を上回ると予想している。このことから、法により規定されている衛生管理者及び産業医による巡視の措置義務を、事業者たる実施機関が負う。

労働者数が50人を上回る高等学校について、巡視が行われないことは不合理である。

- (2) 法第13条第1項において、「事業者は（略）医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。」と規定されている。

また、労働安全衛生規則（以下「規則」という。）第15条第1項において、巡視の頻度について「毎月1回以上（略）少なくとも2月に1回」と規定されている。

よって、定期的な巡視を実施する措置義務が実施機関に課せられており、令和3年4月1日から9月30日までの間（以下「対象期間」という。）に、満6月が経過しているため、少なくとも3件以上の巡視の状況又は結果に関わる資料があつて然るべきである。

- (3) 通常、産業医は外部の医師であるため、実施機関が費用を支出して巡視を委ねるものである。産業医に対する旅費や報酬の支払いに係る資料として、巡視の実施日が分かる資料があつて然るべきである。

また、当該資料は産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類であり、重要な意味を持つことから、産業医又は巡視に同行した職員が巡視に係る資料を作成していると考えerことは社会通念上合理的である。

仮に、巡視が行われていない場合は、早期に是正が図られるべきである。

- (4) 実施機関の主張は、公文書管理の観点から合理性が認められず、公文書を作成しなくても差支えがない具体的事情が説明されていない。

県立学校処務規程において、基本的な公文書作成の措置義務が定められている。

また、和歌山県教育庁等文書規程において、基本的な公文書作成の原則が定められている。

巡視に係る記録が作成されず保存されていないことは、これらに規定された事項を逸脱している。規定に基づくと、電話連絡票や産業医校内巡視点検票等の巡視に係る資料が作成及び保存されていると考えることが合理的であり、当該資料は作成及び保存されて然るべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該7校において、常時使用する労働者数はいずれの学校も50人以上であり各学校に1人の産業医を置いている。
- (2) 産業医については、和歌山県立学校教職員安全衛生管理規程により委嘱し、非常勤の調査員、嘱託員等の報酬及び費用弁償条例によりその報酬を支出している。
産業医は、巡視のみならず、衛生委員会の出席や健康診断、ストレスチェック等を実施する責務があることから、巡視の実績にかかわらず月額で報酬を支払っている。
- (3) 産業医に対して巡視に係る旅費を支出していない。
よって、旅費や報酬の支払に係る公文書は作成していない。
- (4) 法令等においては、巡視に係る記録作成は義務づけられていないことから、当該7校においても、巡視に係る記録は公文書としては作成していない。

衛生委員会において巡視に関する議題が挙げた場合は、その議事録として巡視に係る記録が作成されるが、当該7校において対象期間中に作成された衛生委員会の議事録に、巡視に係る記録はない。

また、学校内の周知に当たり、執務室のホワイトボードに巡視日を記載する事例や担当者の備忘録として個人のスケジュール帳等に巡視日を記載する事例はあるが、公文書として保存されている記録はない。

以上のことから、当該7校においては、産業医の巡視に係る公文書を作成又は取得しておらず、本件処分は妥当である。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

(1) 産業医の巡視について

当該7校は常時50人以上の労働者を使用しており、いずれの学校も学校ごとに産業医を選任している。

産業医は、労働者の健康管理等を行うこととされ、規則第15条第1項に定める頻度により作業場等を巡視するものとされている。

(2) 実施機関の説明について

実施機関によると、法において巡視に係る記録の作成について規定されていないことから、当該7校は対象期間中の巡視に係る公文書を作成又は取得していないため、不存在であるとのことであった。

このことについて、当該7校における巡視の実施状況等が学校により異なるため、各学校における巡視の実施状況等を基に検討する。

ア 和歌山高等学校、海南高等学校、箕島高等学校及び新宮高等学校について

当審議会の確認によれば、上記4校は、巡視の方法や内容等の協議に時間を要したこと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため及び対象期間外において巡視を計画していたこと等を理由に、対象期間中には巡視を実施していない。

また、上記4校においては、対象期間中の衛生委員会の議事録においても巡視に係る記録は認められなかった。

以上から、上記4校については、対象期間中に巡視を行っていないことの問題点はさておき、本件開示請求に係る公文書を作成又は取得していないとの実施機関の説明に特段の不合理な点は認められず、他にその存在を推察させるような事情も認められない。

イ 橋本高等学校、和歌山工業高等学校及び田辺高等学校について

当審議会の確認によれば、上記3校は、対象期間において巡視を実施したことが認められた。

そこで、巡視日の調整から巡視の実施、巡視結果の記録等までの経過における公文書の作成状況について調査したところ、巡視日の調整については、いずれの学校も、学校担当者と産業医間では電話にて行い、学校内においては職員室内のホワイトボードに記載するほか、朝礼時に口頭により巡視の実施日を周知する方法により行われていたことを確認した。

また、巡視の際には、各学校の事務長等が随行していたものの、巡視結果の報告については、口頭により行われるのみで、その記録は作成されていないことを確認した。

さらに、対象期間における衛生委員会の議事録においても巡視に係る記録は認

められなかった。

以上のことから、上記3校において本件開示請求に係る公文書を作成又は取得していないとの実施機関の説明に特段の不合理的な点は認められず、他にその存在を推認させるような事情も認められない。

ウ 小括

以上から、実施機関が本件開示請求に係る対象公文書は作成又は取得していないとして行った本件処分は妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

4 付言

当該7校のうち一部については、巡視が実施されていないことを理由に公文書が作成されていないものであるが、実施されていない場合にあっても、その旨公文書による記録化がなされることが望ましいと考える。

また、当該7校においては、巡視が実施された場合にあっても巡視に係る公文書が全く作成されていない。巡視に係る記録作成が法令上義務付けられていないものとしても、巡視の実施状況等を確認するに当たって担当者の私的メモや永続性のないホワイトボード上の記載等に頼らざるを得ないといった事態は好ましいとはいえず、今後は、公文書による記録化がなされることが望ましいと考える。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和4年3月16日	○諮問（実施機関）
令和4年4月22日	○審議
令和4年6月28日	○審議
令和4年8月23日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和4年9月26日	○審議
令和4年10月20日	○審議
令和4年11月29日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和3年11月18日	和歌山県立和歌山高等学校、橋本高等学校、箕島高等学校、和歌山工業高等学校、海南高等学校、田辺高等学校及び新宮高等学校について、令和3年4月1日から9月30日までの間労働安全衛生法に基づいて実施された産業医の作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料